



平成14年度

法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁

平成14年4月

※ 税に関する情報をインターネットのホームページに掲載しています。

国 税 庁 の ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.nta.go.jp
タ ッ ク ス ア ン サ ー ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.taxanser.nta.go.jp

略 語

説明文で使用した次の略語は、それぞれ次の法令を示します。

改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第104号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成14年財務省令第26号）
改正措法	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）
改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第105号）
改正措規	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成14年財務省令第27号）
法	改正措法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正措法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
震災特例法	改正措法による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
旧法	改正措法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧法規	改正法規による改正前の法人税法施行規則
旧措法	改正措法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
特定事業活動促進法	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成5年法律第18号）
風営法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
特定農山村法	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）
中心市街地整備改善活性化法	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）
沖振法	沖縄振興特別措置法（平成14年法律14号）
旧沖振法	沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律131号）
ハートビル法	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）
都市再開発法等改正法	都市再開発法等の一部を改正する法律（平成14年法律第11号）
土地収用法改正法	土地収用法の一部を改正する法律（平成13年法律第103号）

(注) この説明書は、平成14年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

I	減価償却制度に関する改正	1
1	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度	1
2	その他	1
II	準備金制度に関する改正	8
1	日本国際博覧会出展準備金制度	8
2	その他	9
III	交際費等の課税の特例に関する改正	11
IV	資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正	12
V	税額の計算に関する改正	14
1	中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除制度	14
2	中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等制度	14
3	その他	15
VI	その他の改正	17
1	沖縄の認定法人の所得の特別控除制度	17
2	その他	19

I 減価償却制度に関する改正

1 中小企業者等が機械等を取引した場合の特別償却制度

〔制度の概要〕

この制度は、青色申告書を提出する法人（以下「青色申告法人」といいます。）である中小企業者等が、平成10年6月1日から平成14年3月31日までの間に、特定機械装置等の取得等をして、これを指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（以下「供用年度」といいます。）において、その特定機械装置等の基準取得価額に30%の特別償却割合を乗じて計算した金額の特別償却を認めるというものです（旧措法42の12①、旧措令27の12、旧措規20の5の3）。

（注）「特定機械装置等」とは、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げるもの（機械及び装置並びに器具及び備品についてはそれぞれ次に掲げる規模のもの）をいいます。

機械及び装置	1台又は1基（通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものにあつては、1組又は1式とします。以下同じ。）の取得価額が230万円以上のもの
特定の器具及び備品（ ）	① 1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの ② 原則として、その事業年度において新たに取得又は製作をして指定事業の用に供したものの(注)の取得価額の合計額が100万円以上のもの (注) 法令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は法令第133条の2《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受けるものを除きます。
車両総重量3.5t以上の貨物自動車	
内航運送業及び内航船舶貸渡業の用に供される船舶	

（ ） 電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備、電子ファイリング設備、マイクロファイル設備、ICカード利用設備、冷房用又は暖房用機器の9種類が対象とされています。

〔改正の内容〕

(1) 取得価額基準の改正

機械及び装置に係る取得価額基準が160万円以上（改正前は230万円以上）に引き下げられました（措令27の11②）。

（注）この改正の結果、今回の改正で廃止された「電子機器利用設備を取得した場合の特別償却制度（旧措法42の6①）」の対象設備（取得価額は160万円以上である必要があります。）は本制度の適用対象資産となります。

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました（措法42の11①）。

〔適用時期〕

改正の内容の(1)は平成14年4月1日以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます（改正措令附則23）。

2 その他

その他の特別償却制度等について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等を取引した場合の特別償却（措法42の5①、旧措法42の5①）	適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。 適用対象設備について、次のとおり見直しが行われました。	— 平14.4.1以後に取得等をするものについて適

五、旧措令27の5⑩・⑪、改正措法附則20、平4大蔵省告示第57号、平14財務省告示第131号、平4通商産業省告示第145号、平14経済産業省告示第161号)

(措令27の5②、改正措令附則20)

区 分	見 直 し の 内 容
エネルギー有効利用製造設備等	高性能糸製造装置（高速コーマ機・高速ボビナー）など8設備が除かれました。
エネルギー有効利用付加設備等	熱併給型動力発生装置が縮減され、排ガス熱回収給水加熱装置が追加されるとともに、電気炉用原料予熱装置など10設備が除かれました。
電気・ガス需要平準化設備	電力貯蔵設備が追加されました。
新エネルギー利用設備等	未利用エネルギー利用設備（雪氷の冷熱を熱源とするもの）など2設備が追加されました。
その他の石油代替エネルギー利用設備等	石炭利用設備等（高度石炭燃焼装置）など6設備が除かれました。
中小企業者用のエネルギー有効利用設備等	自走式作業用機械設備（装軌式油圧ショベル）など12設備が縮減されるとともに、無籽式自動織機など2設備が除かれました。
特定事業活動促進法の認定設備	特定事業活動促進法の認定設備が除かれました。

電気・ガス需要平準化設備及び配電多重化設備に係る基準取得価額が取得価額の50%相当額（改正前は75%相当額）に引き下げられました。

用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。

同 上

(2) 電子機器利用設備を取得した場合の特別償却（旧措法42の6①、旧措令27の6、旧措規20の3、改正措法附則21、昭59通商産業省告示第121号、平14経済産業省告示第160号）

適用期限（平成14年3月31日）の到来をもって、廃止されました。
 なお、平成14年4月1日前に取得等をし、指定事業の用に供した場合において、その供した日を含む事業年度が平成14年4月1日以後最初に終了する事業年度であるときは、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度（措法42の11①）の適用がある減価償却資産とみなされます。

平14.4.1前に取得等をしたものについては、左記のとおり経過措置が講じられているものを除き、従来どおり適用されます。

(3) 事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（措法42の7①、措令27の7⑤、措規20の3、旧措規20の4、改正措令附則21）

風営法の改正に伴い、適用対象事業から除かれる事業の範囲が拡大されました。

平14.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。

(4) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却（措法42の10①、措令27の10、措規20の5）

青色申告法人である特定中小企業者が、平成14年4月1日から平成19年3月31日までの間に、特定経営革新設備等の取得等をして、これを沖縄県の地域内においてその特定中小企業者の営む事業の用に供した場合には、その供用年度において、その特定経営革新設備等の取得価額に34%（建物及びその附属設備については20%）の特別償却割合を乗じて計算した金額の特別償却を認めるという制度が創設されました。

平14.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。

(5) 特定設備等の特別償却（措法43①表一、措令28①三・④、改正措法附則23①、改正措令附則24①、昭48大蔵省告示第69号、平14財務省告示第132号）

公害防止用設備に係る特別償却について、次の改正が行われました。
 イ 公害防止用設備のうち一般公害防止用設備に係る特別償却割合が次のとおり改正されました。

区 分	改正前	改正後
一般公害防止用設備	16%	16%
うち 構 築 物		12%

平14.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。

<p>(旧措法43①表二、旧措令28④、改正措法附則23①、昭48大蔵省告示第69号、平14財務省告示第132号)</p> <p>(措法43①表二、昭62大蔵省告示第37号、平14財務省告示第133号)</p> <p>(措法43①表三、改正措法附則23①、昭48大蔵省告示第69号、平14財務省告示第132号)</p> <p>(措法43①表四、昭48大蔵省告示第69号、平14財務省告示第132号)</p>	<p>口 脱特定物質対応型設備の取得価額基準が230万円以上(改正前は200万円以上)に引き上げられました。</p> <p>ハ 次の設備については、その適用期限が平成15年3月31日まで1年延長されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物抑制設備 ・産業廃棄物処理用設備のうち高温焼却装置及びばい煙処理装置 <p>ニ 次の設備については、その適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理用等設備のうち紫外線及びオゾン併用分解装置並びに逆浸透膜分離装置 ・ばい煙処理用等設備のうち燃焼分解装置、触媒分解装置及び廃ガス冷却装置 ・指定物質回収設備 ・脱特定物質対応型設備 <p>再生資源分別回収設備に係る特別償却が廃止されました。</p> <p>なお、告示で指定されていた建設混合廃棄物選別装置のうち一定のものについては、新たに再商品化設備等の特別償却(措法44の9)の対象設備とされています。</p> <p>電線類地中化設備に係る特別償却の適用対象設備が見直され、電力ケーブルについては、配電に係るものに限ることとされました。</p> <p>船舶に係る特別償却について、特別償却割合が次のとおり改正されました。</p> <table border="1" data-bbox="598 981 1117 1310"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">経営合理化船舶等</td> <td rowspan="2">16%</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">船員訓練設備</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外航近代化船</td> <td rowspan="2">18%</td> <td rowspan="2">18%</td> </tr> <tr> <td>二重構造</td> <td>内航船舶</td> </tr> <tr> <td>化タンカー</td> <td>外航船舶</td> <td>19%</td> <td>19%</td> </tr> </tbody> </table> <p>航空機に係る特別償却について、適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。</p>	区 分		改正前	改正後	経営合理化船舶等		16%	16%	船員訓練設備		10%	外航近代化船		18%	18%	二重構造	内航船舶	化タンカー	外航船舶	19%	19%	<p>平14.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>平14.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>——</p>
区 分		改正前	改正後																				
経営合理化船舶等		16%	16%																				
船員訓練設備			10%																				
外航近代化船		18%	18%																				
二重構造	内航船舶																						
化タンカー	外航船舶	19%	19%																				
<p>(6) 特定中核的民間施設等の特別償却(措法43の3②、措令28の3⑤一・⑥一、改正措令附則24②)</p>	<p>山村振興法の保全事業等資産に係る特別償却及び特定農山村法の農林業等活性化基盤施設に係る特別償却について、建物等の取得価額基準が2,000万円以上(改正前は1,700万円以上)に引き上げられました。</p>	<p>平14.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>																					
<p>(7) 地震防災対策用資産の特別償却(措法44①、措規20の8四、改正措法附則23②)</p>	<p>特別償却割合が9%(改正前は10%)に引き下げられました。</p>	<p>平14.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>																					
<p>(8) 特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却(旧措法44の3、旧措令28の6、改正措法附則23③)</p>	<p>この特別償却制度が廃止されました。</p>	<p>平14.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>																					
<p>(9) 事業革新設備等の特別償却(措法44の4①、平7大蔵省告示第75号、</p>	<p>産業活力再生特別措置法に係る特別償却制度の適用対象設備について、さとうきび自動分離装置が追加されるとともに、自走式ボルト打設機など16設備</p>	<p>平14.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得</p>																					

<p>平14財務省告示第134号)</p> <p>(措法44の4②、改正措法附則23④)</p>	<p>が除かれました。</p> <p>食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る特別償却制度について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 特別償却割合が次のとおり改正されました。</p> <table border="1" data-bbox="624 376 1118 544"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 械 及 び 装 置</td> <td>14%</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>建物及びその附属設備</td> <td>7%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 適用期限が平成15年6月30日まで延長されました。</p>	区 分	改正前	改正後	機 械 及 び 装 置	14%	12%	建物及びその附属設備	7%	6%	<p>等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>——</p>														
区 分	改正前	改正後																							
機 械 及 び 装 置	14%	12%																							
建物及びその附属設備	7%	6%																							
<p>(10) 特定余暇利用施設の特別償却(措法44の5①、措令28の8②、措規20の10②一、改正措令附則24③)</p>	<p>風営法の改正に伴い、適用対象資産から除かれる資産に係る事業の範囲が拡大されました。</p> <p>基本構想の変更同意期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平14.4.1以後に取得等をするものについては適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>																							
<p>(11) 特定電気通信設備等の特別償却(措法44の6①表二、措令28の9③、措規20の11②二・四・③・⑤、改正措法附則23⑤、改正措規附則5①)</p> <p>(措法44の6①表四、措規20の11⑦一、改正措法附則23⑤)</p> <p>(措法44の6①表六、改正措法附則23⑤)</p>	<p>電気通信利便設備に係る措置について、適用対象にルーター(IPv6対応の一定のもの)が追加されるとともに、特別償却割合が次のとおり改正されました。</p> <table border="1" data-bbox="596 992 1118 1265"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デジタル送信用光伝送装置</td> <td>12%</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>加入者系光ファイバケーブル</td> <td rowspan="2">7%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>光 伝 送 装 置</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>ルーター(IPv6対応型)</td> <td>——</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>電気通信役務安定提供設備に係る措置について、特別償却割合が次のとおり改正されました。</p> <table border="1" data-bbox="596 1355 1118 1520"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回 線 切 替 装 置</td> <td>6%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>コンピュータウイルス監視装置</td> <td>12%</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>不正アクセス対策用設備に係る措置について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 特別償却割合が15%(改正前は20%)に引き下げられました。</p> <p>ロ 適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。</p>	区 分	改正前	改正後	デジタル送信用光伝送装置	12%	12%	加入者系光ファイバケーブル	7%	6%	光 伝 送 装 置	7%	ルーター(IPv6対応型)	——	12%	区 分	改正前	改正後	回 線 切 替 装 置	6%	5%	コンピュータウイルス監視装置	12%	12%	<p>平14.4.1以後に取得等をするものについては適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>
区 分	改正前	改正後																							
デジタル送信用光伝送装置	12%	12%																							
加入者系光ファイバケーブル	7%	6%																							
光 伝 送 装 置		7%																							
ルーター(IPv6対応型)	——	12%																							
区 分	改正前	改正後																							
回 線 切 替 装 置	6%	5%																							
コンピュータウイルス監視装置	12%	12%																							
<p>(12) 商業施設等の特別償却(措法44の7①表六～九、旧措法44の7①表五・六、旧措令28の10④～⑥、改正措法附則23⑥)</p>	<p>食品流通構造改善促進法の共同利用施設及び食品商業集積施設が適用対象から除かれました。</p> <p>中心市街地整備改善活性化法に係る特別償却(中心市街地食品流通円滑化事業に係るものを除きます。)の適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平14.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>																							
<p>(13) 特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却(旧措法44の8、旧措令28の11、改正措法附則23⑦)</p>	<p>この特別償却制度が廃止されました。</p>	<p>平14.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されず。</p>																							

<p>(14) 再商品化設備等の特別償却（措法44の9①三、措令28の12④、改正措法附則23⑧、平8大蔵省告示第96号、平14財務省告示第135号）</p> <p>（措法44の9①一・二、措令28の12⑤、改正措法附則23⑧、改正措令附則24④、平8大蔵省告示第96号、平14財務省告示第135号）</p>	<p>適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>適用対象設備に再生資源分別回収設備として建設混合廃棄物選別設備（主として再生資源を利用した製品を製造するために直接必要な施設の前処理としてその施設と一体的に使用されるものに限ります。）が追加され、14%の特別償却割合による特別償却が認められました。</p> <p>その他の措置について次の改正が行われました。</p> <table border="1" data-bbox="598 436 1117 1097"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改 正 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再商品化設備</td> <td>i 特別償却割合が23%（改正前は25%）に引き下げられました。 ii ペットボトルリサイクル設備が適用対象設備から除かれました。</td> </tr> <tr> <td>再生資源利用製品製造設備</td> <td>適用対象設備について、廃木材破碎・再生処理装置(乾燥熱圧装置)が追加されるとともに、建設廃棄物再生処理装置(破碎装置・加熱混合装置)が除かれました。</td> </tr> <tr> <td>特定再生資源利用製品製造設備</td> <td>i 特別償却割合が23%（改正前は25%）に引き下げられました。 ii 再生紙製造設備に係る基準取得価額の割合が50%（改正前は75%）に引き下げられました。 iii 適用対象設備について、食品循環資源油脂化設備及び食品循環資源メタン化設備が追加されるとともに、生ゴミ処理機が除かれました。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	改 正 の 内 容	再商品化設備	i 特別償却割合が23%（改正前は25%）に引き下げられました。 ii ペットボトルリサイクル設備が適用対象設備から除かれました。	再生資源利用製品製造設備	適用対象設備について、廃木材破碎・再生処理装置(乾燥熱圧装置)が追加されるとともに、建設廃棄物再生処理装置(破碎装置・加熱混合装置)が除かれました。	特定再生資源利用製品製造設備	i 特別償却割合が23%（改正前は25%）に引き下げられました。 ii 再生紙製造設備に係る基準取得価額の割合が50%（改正前は75%）に引き下げられました。 iii 適用対象設備について、食品循環資源油脂化設備及び食品循環資源メタン化設備が追加されるとともに、生ゴミ処理機が除かれました。	<p>—</p> <p>平14.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。</p> <p>平14.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
区 分	改 正 の 内 容									
再商品化設備	i 特別償却割合が23%（改正前は25%）に引き下げられました。 ii ペットボトルリサイクル設備が適用対象設備から除かれました。									
再生資源利用製品製造設備	適用対象設備について、廃木材破碎・再生処理装置(乾燥熱圧装置)が追加されるとともに、建設廃棄物再生処理装置(破碎装置・加熱混合装置)が除かれました。									
特定再生資源利用製品製造設備	i 特別償却割合が23%（改正前は25%）に引き下げられました。 ii 再生紙製造設備に係る基準取得価額の割合が50%（改正前は75%）に引き下げられました。 iii 適用対象設備について、食品循環資源油脂化設備及び食品循環資源メタン化設備が追加されるとともに、生ゴミ処理機が除かれました。									
<p>(15) 特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却（措法44の10①、改正措法附則23⑨）</p>	<p>適用対象設備のうち機械及び装置に係る特別償却割合が20%（改正前は22%）に引き下げられました。</p> <p>適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平14.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>								
<p>(16) 特定地域における工業用機械等の特別償却（旧措法45①表一、旧措令28の14①一・②、改正措法附則23⑩・⑪、改正措令附則24⑤）</p> <p>（措法45①表一、措令28の14①一・②、改正措法附則23⑫、改正措令附則24⑥）</p> <p>（措法45①表五、旧措法45①表六、措令28の14⑩・⑪、旧措令28の14⑩・⑪、措規20の15③、改正措法附則23⑫、改正措令附則24⑥）</p> <p>（措法45①表六、措令28の14①六、改正措法附則23⑫）</p>	<p>低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却が廃止されました。</p> <p>なお、低開発地域工業開発地区として指定された地区（昭41.12.15までに指定されたものに限ります。）内においてその指定の日から40年以内の期間内に取得等をするものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 適用対象設備のうち機械及び装置に係る特別償却割合が9%（改正前は10%）に引き下げられました。</p> <p>ロ 取得価額基準が2,800万円超（改正前は2,500万円超）に引き上げられました。</p> <p>ハ 適用期間が実施計画の策定の日から33年間（改正前は実施計画の策定の日から31年間）に2年延長されました。</p> <p>沖縄の工業等開発地区における工業用機械等の特別償却が廃止され、対象業種及び対象設備を拡充した上で、沖振法の産業高度化地域において同様の特別償却（特別償却割合34%（建物等にあつては20%））を認める措置が講じられました。</p> <p>沖縄の自由貿易地域等における工業用機械等の特別償却について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 適用地区が沖振法（改正前は旧沖振法）の自由</p>	<p>左記のとおり経過措置が講じられています。</p> <p>平14.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>								

<p>(措法45①表七、措令28の14①七、改正措法附則23⑫)</p>	<p>貿易地域等に改められました。 <input type="checkbox"/> 適用期間が平成19年3月31日まで5年延長されました。 沖縄の離島の地域における工業用機械等の特別償却について、次の改正が行われました。 <input type="checkbox"/> 適用地区が沖振法（改正前は旧沖振法）の離島の地域に改められました。 <input type="checkbox"/> 適用期間が平成19年3月31日まで5年延長されました。</p>	<p>同 上</p>									
<p>(17) 医療用機器等の特別償却（措法45の3①、措令28の16①、改正措令附則24⑦）</p>	<p>一般の医療用機器（特別償却割合14%）の基準取得価額が500万円以上（改正前は400万円以上）に引き上げられました。</p>	<p>平14.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>									
<p>(18) 経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却（旧措法46①一、旧措令29①～④、旧措規20の17、改正措法附則23⑬、改正措令附則24⑧、改正措規附則5②） （措法46①二、措令29④・⑤）</p>	<p>中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の機械等の割増償却が廃止されました。</p> <p>適用対象に経営基盤強化計画を実施する沖縄の中小企業者が有する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備が追加されました。</p>	<p>平14.4.1前に中小漁業構造改善計画につき認定を受けた漁業協同組合取得等の構成員である法人の有するものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平14.4.1以後に経営基盤強化計画に係る承認を受けた場合に適用されます。</p>									
<p>(19) 障害者対応設備等の特別償却（措法46の2②）</p>	<p>適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>——</p>									
<p>(20) 農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却（措法46の3①二・三、改正措法措法23⑭・⑮、改正措令附則24⑨、改正措規附則5③）</p>	<p>林業経営改善計画に係る割増償却の適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。 林業の共同改善計画に係る割増償却について、次の改正が行われました。 <input type="checkbox"/> 割増償却割合が12%（改正前は14%）に引き下げられました。 <input type="checkbox"/> 適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>——</p> <p>平14.4.1以後に共同改善計画の認定を受ける法人の有するものについて適用され、同日前に共同改善計画の認定を受けた法人の有するものについては、従来どおり適用されます。</p>									
<p>(21) 漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却（措法46の4、措令29の3の2）</p>	<p>青色申告法人で、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から平成16年3月31日までの間に漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第4条第1項の認定を受けた漁業者であるものが、供用期間内の日を含む各事業年度の終了の日において一定の要件を満たしている場合には、当該事業年度終了の日において有する漁船のうち一定のものについてはその普通償却限度額に14%の割増償却割合を乗じて計算した金額の割増償却を認めるという制度が創設されました。</p>	<p>漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日以後に認定を受ける漁業者について適用されます。</p>									
<p>(22) 優良賃貸住宅等の割増償却（措法47①、改正措法附則23⑯・⑰、改正措令附則24⑩、改正措規附則5④）</p>	<p>適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。 優良賃貸住宅に係る割増償却割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="598 1944 1118 2107"> <thead> <tr> <th>対 象 資 産</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐用年数35年未満のもの</td> <td>32%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>耐用年数35年以上のもの</td> <td>44%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 資 産	改正前	改正後	耐用年数35年未満のもの	32%	30%	耐用年数35年以上のもの	44%	40%	<p>——</p> <p>平14.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
対 象 資 産	改正前	改正後									
耐用年数35年未満のもの	32%	30%									
耐用年数35年以上のもの	44%	40%									

<p>(措法47①二、旧措令29の4⑤一・三、措規20の20①・④、改正措法附則23⑩・⑰、改正措令附則24⑩、改正措規附則5④)</p>	<p>都心共同住宅に係る措置のうち、高度利用地区の区域及び再開発地区計画の区域内の建築物が適用対象から除かれました。</p>	<p>同 上</p>															
<p>(23) 特定再開発建築物等の割増償却 (措法47の2①、改正措法附則23⑧・⑨、改正措令附則24⑪、改正措規附則5⑤)</p> <p>(措法47の2③一、措令29の5①、改正措令附則1五)</p> <p>(措法47の2③四、措令29の5④・⑤)</p>	<p>割増償却割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="598 376 1118 602"> <thead> <tr> <th>対 象 資 産</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定再開発建築物等</td> <td>12%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>うち沿道地区計画の区域内に建築される緩衝建築物</td> <td>9%</td> <td>9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>都市再開発法の改正により、市街地再開発事業の施行者に再開発会社が追加されたことに伴い、適用対象となる施設建築物の範囲について、再開発会社とその市街地再開発事業を施行する場合における次の部分を適用対象としない内容の整備が行われました。</p> <p>イ 権利変換計画において施設建築物の一部をその再開発会社に与えるよう定めた場合におけるその再開発会社が取得する部分</p> <p>ロ 管理処分計画において施設建築物の部分とその再開発会社が譲り受けるように定められた場合におけるその再開発会社が取得する部分</p> <p>適用対象となるハートビル法に規定する特定建築物について、増改築に係る適用要件の整備等が行われました。</p>	対 象 資 産	改正前	改正後	特定再開発建築物等	12%	10%	うち沿道地区計画の区域内に建築される緩衝建築物	9%	9%	<p>平14.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>都市再開発法等改正法の施行の日から施行されます。</p> <p>平14.4.1から施行されます。</p>						
対 象 資 産	改正前	改正後															
特定再開発建築物等	12%	10%															
うち沿道地区計画の区域内に建築される緩衝建築物	9%	9%															
<p>(24) 倉庫用建物等の割増償却 (措法48①、措令29の6②、改正措法附則23⑳・㉑、改正措令附則24⑫・⑬、改正措規附則5⑥)</p>	<p>割増償却割合が12% (改正前は16%) に引き下げられました。</p> <p>施設規模要件が次のとおり引き上げられました。</p> <table border="1" data-bbox="598 1205 1118 1476"> <thead> <tr> <th>対 象 資 産</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通倉庫</td> <td>1,600㎡以上</td> <td>2,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>平屋建て</td> <td>850㎡以上</td> <td>1,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>冷蔵倉庫</td> <td>1,600㎡以上</td> <td>2,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>貯蔵槽倉庫</td> <td>4,000㎡以上</td> <td>4,500㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)貯蔵槽倉庫については、臨港地区におけるものが対象となっています。</p> <p>適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。</p>	対 象 資 産	改正前	改正後	普通倉庫	1,600㎡以上	2,000㎡以上	平屋建て	850㎡以上	1,000㎡以上	冷蔵倉庫	1,600㎡以上	2,000㎡以上	貯蔵槽倉庫	4,000㎡以上	4,500㎡以上	<p>平14.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
対 象 資 産	改正前	改正後															
普通倉庫	1,600㎡以上	2,000㎡以上															
平屋建て	850㎡以上	1,000㎡以上															
冷蔵倉庫	1,600㎡以上	2,000㎡以上															
貯蔵槽倉庫	4,000㎡以上	4,500㎡以上															
<p>(25) 植林費の損金算入の特例 (措法50①、旧措令29の8①～③、措規20の23、改正措法附則23㉒)</p>	<p>森林法の一部を改正する法律(平成13年法律第109号)の施行(平成14年4月1日)に伴い、所要の整備が行われました。</p>	<p>平14.4.1以後に植林費を支出する場合について適用され、同日前に植林費を支出した場合には、従来どおり適用されます。</p>															
<p>(26) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却 (措法52①二、改正措法附則23㉓)</p>	<p>沖振法の経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定組合等が賦課する負担金が適用対象に追加されました。</p>	<p>平14.4.1以後に支出する負担金について適用されます。</p>															

II 準備金制度に関する改正

1 日本国際博覧会出展準備金制度

〔創設された制度の概要〕

国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される2005年日本国際博覧会を主催する団体その他特定の団体との間にその博覧会への出展参加契約を締結した青色申告法人が、平成14年7月1日から平成17年3月24日までの期間内の日を含む各事業年度において、その出展費用等の支出又は補てんに充てるため、積立限度額以下の金額を日本国際博覧会出展準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認めるという制度が創設されました（措法57の2）。

この制度の概要は、次のとおりです。

(1) 適用対象法人

この制度の適用対象とされる法人は、青色申告法人で次に掲げる団体との間に2005年日本国際博覧会への出展参加契約を締結したものです（措法57の2①、措令33の2①）。

イ 財団法人2005年日本国際博覧会協会

ロ 財団法人2005年日本国際博覧会協会との間に2005年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した民法第34条の規定により設立された公益法人その他公益を目的とする事業を行う法人（地方公共団体を含みます。）

(2) 適用対象事業年度

平成14年7月1日から平成17年3月24日（2005年日本国際博覧会の開催の日の前日）までの期間内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）について積立てが認められます（措法57の2①）。

(3) 積立限度額

積立限度額は、次の算式により計算した金額です（措法57の2①・⑤、措令33の2③）。

$$\left[\begin{array}{l} \text{(算式)} \\ \text{(契約敷地面積} \times 54 \text{万円} / \text{m}^2 \text{) の金額に相当する} \\ \text{金額のうちその出展をする法人に係るもの} \end{array} \right] \times \frac{\text{当該事業年度の月数}}{33}$$

(注)1 「当該事業年度の月数」は、出展参加契約を締結した日（その日が平成14年7月1日前である場合には、同日）前の期間及び平成17年3月25日以後の期間を除きます。

2 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とします。

(4) 準備金の益金算入

この準備金は、次に掲げる場合には、それぞれ次の金額を取り崩して益金の額に算入します（措法57の2②～④、措令33の2⑤）。

取崩しの事由等	取崩しをして益金の額に算入する金額
出展費用等の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合	当該損金の額に算入される金額に相当する金額
2005年日本国際博覧会の出展をしないこととなった場合	その出展をしないこととなった日における準備金の金額
合併（適格合併を除きます。）又は分割型分割（適格分割型分割を除きます。）により2005年日本国際博覧会の出展をしないこととなった場合	その合併又は分割型分割の直前の準備金の金額
平成18年3月24日を含む事業年度終了の日において準備金を積み立てている場合	その終了の日における準備金の金額
解散した場合（合併により解散した場合を除きます。）	その解散の日における準備金の金額
任意に準備金の金額を取り崩した場合	その取り崩した日における準備金の金額のうち、その取り崩した金額に相当する金額
青色申告法人でなくなった場合	青色申告法人でなくなった日における準備金の金額（その日を含む事業年度から2年間で取り崩します。）

(注)「出展費用等」とは、出展参加契約に基づき取得し、製作し、建設し、又は造成する建物(その附属設備を含みます。)、展示物又は庭園その他の構築物(建物又は構築物の敷地の賃借をするための費用その他の支出に係る資産を含みます。))について生ずる費用又は損失をいいます(措法57の2①、措令33の2②、措規21の10の2)。

(5) その他

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に所要の事項を記載した明細書等を添付して申告することが必要です(措法57の2⑥、55の5⑤)。

〔適用時期〕

この制度は、平成14年7月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます(改正措法附則24③)。

2 その他

A 準備金制度の廃止又は適用期限の延長

次の準備金制度について、廃止又は適用期限の延長が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 海外投資等損失準備金(措法55、旧措法55の2、旧措令32の3、旧措規21の2、改正措法附則19・24①、改正措令附則18・25①、改正措規附則6)	特定海外債権に係る措置が廃止されました。 適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。	平14.4.1前に開始した事業年度分の法人税及び同日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度において所得の金額の計算上損金の額に算入された準備金の金額については、従来どおり適用されます。
(2) 自由貿易地域投資損失準備金(旧措法55の3、旧措令32の4、旧措規21の3、改正措法附則19)	この準備金制度が廃止されました。	平14.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 創業中小企業投資損失準備金(旧措法55の4、旧措令32の5、改正措法附則19・24②、改正措令附則19・25②)	この準備金制度が廃止されました。	平14.4.1前に開始した各事業年度において所得の金額の計算上損金の額に算入された準備金の金額については、従来どおり適用されます。
(4) 金属鉱業等鉱害防止準備金(措法55の5)	適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。	――
(5) 特定災害防止準備金(措法55の7)	特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。	――
(6) 特定都市鉄道整備準備金(措法56)	適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。	――
(7) ガス熱量変更準備金(措法56の3②、措令32の11、措規21の8、旧措法56の2、旧措令32の10、旧措規21の7、改正措令附則25③)	適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。	――

B その他

その他の準備金制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 新幹線鉄道大規模改	青色申告法人で全国新幹線鉄道整備法第16条第1項	承認積立計画に記載さ

<p>修準備金（措法56の2、措令32の10、措規21の7）</p>	<p>に規定する指定所有営業主体であるものが、適用事業年度において、新幹線鉄道に係る鉄道施設の大規模改修の実施に要する費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を新幹線鉄道大規模改修準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認めるという制度が創設されました。</p>	<p>れた積立期間内の日を含む各事業年度分の法人税について適用されます。</p>												
<p>(2) プログラム等準備金（措法57①表一イ、措令33④、改正措法附則19、改正措令附則18）</p> <p>（措法57①表一口、改正措法附則19）</p> <p>（措法57①表一八、改正措法附則19）</p> <p>（措法57①表二、措令33⑬、改正措法附則19、改正措令附則18）</p> <p>（措法57①表三、措令33⑰、改正措令附則18）</p>	<p>汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用に係る積立限度額について、次の改正が行われました。</p> <table border="1" data-bbox="571 450 1118 607"> <tr> <td>改正前</td> <td>次のイ又は口のいずれか小さい金額 イ 収入金額×13% ロ $6億5千万円 \times \frac{\text{当期の月数}}{12}$</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>次のイ又は口のいずれか小さい金額 イ 収入金額×10% ロ $5億円 \times \frac{\text{当期の月数}}{12}$</td> </tr> </table> <p>汎用プログラムのうち制御プログラム以外のものの開発費用に係る積立限度額について、次の改正が行われました。</p> <table border="1" data-bbox="571 898 1118 1182"> <tr> <td>改正前</td> <td>イ 収入金額が年100億円以下の場合 収入金額×23% ロ 収入金額が年100億円を超える場合 次の i 及び ii の合計額 i $100億円 \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 23\%$ ii $(\text{収入金額} - 100億円) \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 15\%$</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>イ 収入金額が年100億円以下の場合 収入金額×20% ロ 収入金額が年100億円を超える場合 次の i 及び ii の合計額 i $100億円 \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 20\%$ ii $(\text{収入金額} - 100億円) \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 10\%$</td> </tr> </table> <p>情報処理システムの企画等の役務の開発費用に係る積立割合が7%（改正前は9%）に引き下げられました。</p> <p>データベースの構成に要する費用に係る積立限度額について、次の改正が行われました。</p> <table border="1" data-bbox="571 1664 1118 1727"> <tr> <td>改正前</td> <td>収入金額×8%</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>イ 収入金額が年100億円以下の場合 収入金額×8% ロ 収入金額が年100億円を超える場合 次の i 及び ii の合計額 i $100億円 \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 8\%$ ii $(\text{収入金額} - 100億円) \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 6\%$</td> </tr> </table> <p>統合情報処理システムサービスに係る補修に要する費用に係る積立限度額について、次の改正が行われました。</p>	改正前	次のイ又は口のいずれか小さい金額 イ 収入金額×13% ロ $6億5千万円 \times \frac{\text{当期の月数}}{12}$	改正後	次のイ又は口のいずれか小さい金額 イ 収入金額×10% ロ $5億円 \times \frac{\text{当期の月数}}{12}$	改正前	イ 収入金額が年100億円以下の場合 収入金額×23% ロ 収入金額が年100億円を超える場合 次の i 及び ii の合計額 i $100億円 \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 23\%$ ii $(\text{収入金額} - 100億円) \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 15\%$	改正後	イ 収入金額が年100億円以下の場合 収入金額×20% ロ 収入金額が年100億円を超える場合 次の i 及び ii の合計額 i $100億円 \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 20\%$ ii $(\text{収入金額} - 100億円) \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 10\%$	改正前	収入金額×8%	改正後	イ 収入金額が年100億円以下の場合 収入金額×8% ロ 収入金額が年100億円を超える場合 次の i 及び ii の合計額 i $100億円 \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 8\%$ ii $(\text{収入金額} - 100億円) \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 6\%$	<p>平14.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
改正前	次のイ又は口のいずれか小さい金額 イ 収入金額×13% ロ $6億5千万円 \times \frac{\text{当期の月数}}{12}$													
改正後	次のイ又は口のいずれか小さい金額 イ 収入金額×10% ロ $5億円 \times \frac{\text{当期の月数}}{12}$													
改正前	イ 収入金額が年100億円以下の場合 収入金額×23% ロ 収入金額が年100億円を超える場合 次の i 及び ii の合計額 i $100億円 \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 23\%$ ii $(\text{収入金額} - 100億円) \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 15\%$													
改正後	イ 収入金額が年100億円以下の場合 収入金額×20% ロ 収入金額が年100億円を超える場合 次の i 及び ii の合計額 i $100億円 \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 20\%$ ii $(\text{収入金額} - 100億円) \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 10\%$													
改正前	収入金額×8%													
改正後	イ 収入金額が年100億円以下の場合 収入金額×8% ロ 収入金額が年100億円を超える場合 次の i 及び ii の合計額 i $100億円 \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 8\%$ ii $(\text{収入金額} - 100億円) \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 6\%$													

	<table border="1"> <tr> <td>改正前</td> <td>次のイ又は口のいずれか小さい金額 イ 収入金額×10% 口 10億円 × $\frac{\text{当期の月数}}{12}$</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>次のイ又は口のいずれか小さい金額 イ 収入金額×10% 口 5億円 × $\frac{\text{当期の月数}}{12}$</td> </tr> </table>	改正前	次のイ又は口のいずれか小さい金額 イ 収入金額×10% 口 10億円 × $\frac{\text{当期の月数}}{12}$	改正後	次のイ又は口のいずれか小さい金額 イ 収入金額×10% 口 5億円 × $\frac{\text{当期の月数}}{12}$	
改正前	次のイ又は口のいずれか小さい金額 イ 収入金額×10% 口 10億円 × $\frac{\text{当期の月数}}{12}$					
改正後	次のイ又は口のいずれか小さい金額 イ 収入金額×10% 口 5億円 × $\frac{\text{当期の月数}}{12}$					
(3) 保険会社等の異常危険準備金（措法57の5⑦、措令33の5⑬、改正措令附則18・25④） （措法57の5⑦、措令33の5⑬、改正措令附則18）	火災保険等に係る洗替保証率が30%（改正前は34%）に引き下げられました。 なお、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度の洗替保証率は、32%とされます。 船舶保険及び航空保険に係る異常危険準備金について、洗替保証率が廃止され、準備金積立て後10年を経過したものは益金の額に算入されることとなりました。	平14.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。				
(4) 原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金（措法57の6④、措令33の6④、改正措法附則19、改正措令附則18）	原子力保険に係る異常危険準備金について、洗替保証率が廃止され、準備金積立て後10年を経過したものは益金の額に算入されることとなりました。	平14.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。				

Ⅲ 交際費等の課税の特例に関する改正

〔制度の概要〕

この制度は、法人が昭和57年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除きます。）において支出する交際費等の額については、その全額（資本又は出資の金額が5,000万円以下の法人にあっては、一定の損金算入限度額を超える部分の金額）を損金の額に算入しないというものです（措法61の4）。

〔改正の内容〕

資本又は出資の金額が1,000万円を超え、かつ、5,000万円以下である法人の損金不算入額について、次の改正が行われました（措法61の4①）。

改正前	支出交際費 - $\left[\begin{array}{l} \text{年300万円又は支出交際費} \\ \text{のいずれか少ない金額} \end{array} \right] \times 80\% = \text{損金不算入額}$
改正後	支出交際費 - $\left[\begin{array}{l} \text{年400万円又は支出交際費} \\ \text{のいずれか少ない金額} \end{array} \right] \times 80\% = \text{損金不算入額}$

（注）年300万円（又は年400万円）は、300万円（又は400万円）に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額です。

〔適用時期〕

改正後の規定は、平成14年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正措法附則19）。

Ⅳ 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

資産譲渡の場合の課税の特例制度について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
<p>(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法62の3④三・四、措令38の4⑬、改正措法附則1）</p> <p>（措法62の3④五、措規21の19②五、改正措法附則1）</p>	<p>都市再開発法の改正に伴い、都市再開発法による市街地再開発事業の施行者である再開発会社に対するその再開発会社の株主又は社員である法人の有する土地等の譲渡を、適用除外の対象とされる都市再開発法の第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡等を含めないという内容の整備が行われました。</p> <p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律の売渡し請求等に基づくマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がその事業の用に供されるものが、適用除外となる土地等の譲渡の範囲に追加されました。</p>	<p>平14.4.1から施行されます。</p> <p>なお、本措置は、平10.1.1から平15.12.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。</p>
<p>(2) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法64①一・二・六、措令39⑤、改正措令附則26①）</p> <p>（措法64①三の二・六の二、措令39⑦、改正措令附則26①）</p> <p>（措法64②一、措令39⑫、改正措令附則26①）</p> <p>（措法64②二、措令39⑭、改正措令附則26①）</p> <p>（措規14⑦三イ、22の2④一、改正措規附則1四・7①）</p>	<p>都市再開発法の改正に伴い、次に掲げる場合を適用対象としない内容の整備が行われました。</p> <p>イ 都市再開発法による第二種市街地再開発事業（施行者が再開発会社であるものに限り、その再開発会社の株主又は社員である者が有する資産等が収用等され、補償金又は対価を取得する場合</p> <p>ロ 都市再開発法による第一種市街地再開発事業（施行者が再開発会社であるものに限り、その再開発会社の株主若しくは社員である者が、その資産に係る権利変換により、又はその資産に関して有する権利で権利変換により新たな権利に変換することのないものが消滅したことにより、補償金を取得する場合</p> <p>ハ 都市再開発法による第二種市街地再開発事業（施行者が再開発会社であるものに限り、その再開発会社の株主又は社員の有する土地等が使用され、補償金又は対価を取得する場合</p> <p>ニ 都市再開発法による市街地再開発事業（施行者が再開発会社であるものに限り、土地等が収用され、又は買い取られることとなったことにより、その土地の上にあるその再開発会社の株主又は社員の有する資産につき、収用をし、又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなった場合で、その資産の対価又はその資産の損失につき補償金を取得するとき</p> <p>収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 臨時石炭鉱害復旧法の廃止（平14.3.31）に伴い、同法によって行う客土事業等に係るものが除かれました。</p> <p>ロ 沖振法の制定に伴う所要の整備が行われました。</p> <p>ハ 土地収用法の改正により、一般廃棄物処理施設等の設置が廃棄物処理センターにも認められましたが、簡易証明制度の対象は従来どおり地方公共団体が設置する場合に限られました。</p>	<p>都市再開発法等改正法の施行の日以後に行う収用等による資産の譲渡に係る法人税について適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>平14.4.1前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>土地収用法改正法の施行の日から施行されます。</p>
<p>(3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法65①六・⑧、措令39の2③・⑤・⑥、措規22の2④三、改正措法附則26①）</p>	<p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律のマンション建替事業が施行された場合において、その資産に係る権利変換により施行再建マンション（同事業の施行による建替えにより新たに建築されたマンション）に関する権利を取得する権利又はその施行再建マンションに係る敷地利用権を取得したときが、適用対象に追加されました。</p> <p>また、その施行再建マンションに関する権利を取得する権利に基づきその施行再建マンションに関する権利を取得したときは、その取得した日において、その</p>	<p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行の日以後に換地処分等により取得する資産について適用されます。</p>

	権利を取得する権利につき換地処分等による譲渡があったものとみなすこととされました。	
(4) 収用換地等の場合の所得の特別控除（措法65の2③一、措令39の3⑤一、措規22の3③二、改正措法附則26②、改正措規附則7②）	土地収用法の改正により、土地収用法における補償金仲裁制度が創設されたことに伴い、収用換地等による資産の譲渡が、公共事業施行者からその資産につき最初の買取り等の申出のあった日から6月を経過した日以後に行われている場合であっても、土地収用法の規定による仲裁の申請（同日以前にされたものに限ります。）に基づき仲裁判断があったときは、一定の要件の下で、5,000万円特別控除の適用を認めることとされました。	土地収用法改正法の施行の日以後に行う収用換地等による資産の譲渡に係る法人税について適用され、同日以前に行った収用換地等による資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(5) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の4①二、措令39の5⑤、改正措令附則26②） （措法65の4①十三、改正措法附則26③） （措法65の4①二十二、措令39の5(32)二、改正措令附則26③） （措法65の4①二十三、措令39の5(33)、措規22の5①二十八、改正措法附則26④）	都市再開発法の改正により、都市再開発事業の施行者に再開発会社が追加されたことに伴い、都市再開発法による第二種市街地再開発事業の用に供するためにその事業の施行者である再開発会社によって収用の対償に充てるために買い取られる場合を、適用対象としない内容の整備が行われました。 土地収用法の改正により、土地収用法における収用適格事業が見直されたことに伴い、従来1,500万円特別控除に限られていたものが、5,000万円特別控除の適用もあることとなったため、重複適用を排除することとされました。 風営法の改正に伴い、新たに法令等の規定の施行等の際に法令等に適合しない場合の営業所の用に供されている建物等に係る清算金を取得するときに、適用対象に追加されました。 マンションの建替えの円滑化等に関する法律のマンション建替事業が施行された場合において、その土地等に係るマンションの建替えの円滑化等に関する法律の権利変換により補償金（その法人がやむを得ない事情により申出をしたと認められる一定の場合に支払われたものに限ります。）を取得するとき等が、適用対象に追加されました。	都市再開発法等改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。 土地収用法改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用されません。 平14.4.1以後に行う土地等の譲渡について適用されます。 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用されます。
(6) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例（措法65の7①表七、旧措令39の7⑥二の二、改正措令附則26④） （措法65の7①表十二、措令39の7⑧、改正措法附則1五）	旧沖振法第11条第1項の規定により工業等開発地区として指定された区域が、誘致区域の区域から除かれました。 都市再開発法の改正により、市街地再開発事業の施行者に再開発会社が追加されたことに伴い、再開発会社がその市街地再開発事業を施行する場合における次の資産を対象となる買換資産としない内容の整備が行われました。 イ 権利変換計画において定められた施設建築敷地又はその共有持分及び施設建築物の一部等をその再開発会社が取得する場合におけるこれらの資産 ロ 管理処分計画において定められた建築施設の部分をその再開発会社が取得する場合におけるこれらの資産	平14.4.1前に資産の譲渡をした場合における同日前に取得等をした旧区域に係る買換資産又は同日以後に取得等をする旧区域に係る買換資産及びこれらに係る特別勘定については、従来どおり適用されます。 都市再開発法等改正法の施行の日から施行されます。
(7) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例（措法65の13①）	適用期限が平成17年3月31日まで3年延長されました。	——

V 税額の計算に関する改正

1 中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除制度

〔制度の概要〕

この制度は、青色申告法人である特定中小企業者等(又は中小企業者等)が、平成10年6月1日から平成14年3月31日までの間に、特定機械装置等の取得等(又は特定機械等の賃借)をして、これを指定事業の用に供した場合には、供用年度において、その特定機械装置等の基準取得価額(又は特定機械等のリース費用の総額の60%相当額)に7%の税額控除割合を乗じて計算した金額の法人税額の特別控除を認めるといふものです(旧措法42の12②・③、旧措令27の12、旧措規20の5の3)。

(注)「特定機械装置等」とは、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却(1ページ参照)と同様です。

また、「特定機械等」とは、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げるものを物品賃貸業を営む者から一定の契約により賃借したもの(機械及び装置並びに器具及び備品についてはリース費用の総額が次に掲げる金額以上のもの)をいいます。

機械及び装置	1台又は1基のリース費用の総額が300万円以上のもの
特定の器具及び備品()	① 1台又は1基のリース費用の総額が140万円以上のもの ② 原則として、その事業年度において物品賃貸業を営む者から契約により賃借をして指定事業の用に供したもののリース費用の総額の合計額が140万円以上のもの
車両総重量3.5t以上の貨物自動車	

() 電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備、電子ファイリング設備、マイクロファイル設備、ICカード利用設備、冷房用又は暖房用機器の9種類が対象とされています。

〔改正の内容〕

(1) 取得価額基準及びリース費用総額基準の改正

機械及び装置について、その取得価額基準が160万円以上(改正前は230万円以上)に、そのリース費用総額基準が210万円以上(改正前は300万円以上)に引き下げられました(措令27の11②・⑧)。

(注)この改正の結果、今回の改正で廃止された「電子機器利用設備を取得した場合等の法人税額の特別控除制度(旧措法42の6②・③)」の対象設備(取得価額は160万円以上(又はリース費用総額は210万円以上)である必要があります。)は本制度の適用対象資産となります。

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました(措法42の11①)。

〔適用時期〕

改正の内容の(1)は平成14年4月1日以後に取得等又は賃借をするものについて適用され、同日前に取得等又は賃借をしたものについては、従来どおり適用されます(改正措令附則23)。

2 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等制度

〔制度の概要〕

この制度は、青色申告法人で次に掲げるものに該当する同族会社のそれぞれ次に定める事業年度については、同族会社の特別税率の規定(法67:いわゆる留保金課税の規定)を適用しないといふものです(旧措法68の3の2①)。

(1) 新事業創出促進法の中小企業者に該当するもの.....設立後10年以内の事業年度

(2) 新事業創出促進法の認定事業者に該当するもの.....認定計画に従って新事業分野開拓のための事業を実施している事業年度

〔改正の内容〕

(1) 適用対象法人等の追加

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する青色申告法人である同族会社がこの制度の適用対象法人に追加され、その法人の平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち、次の算式により求めた割合が3%を超える事業年度については、所定の書類の添付を要件に同族会社の特別税率の規定（法67）は適用しないこととされました（措法68の3の2①三、措令39の35の2③～⑤、措規22の20三、旧措規22の20の2）。

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該事業年度開始の前日1年以内に開始した} \\ \text{各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に} \\ \text{算入される試験研究費等の額（ ）の合計額} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{当該各事業年度の総収入金額（固定資産又は有} \\ \text{価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割によ} \\ \text{る移転に係るものを除きます。）の合計額} \end{array} \right)$$

（ ）「試験研究費等の額」とは、措法第42条の4第1項に規定する試験研究費の額及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令第5条第1項に規定する新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の額をいいます（措令39の35の2③）。

（参考）

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項に規定する中小企業者とは、次に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むかの区分に応じて、それぞれ次に定める資本の額又は出資の総額（以下「資本等の額」といいます。）以下の法人及び次に定める常時使用する従業員の数（以下「従業員数」といいます。）以下の法人並びに企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等をいいます。

業 種 区 分	資本等の額	従業員数
イ 製造業、建設業、運輸業その他の事業（口からトまでの業種を除きます。）	3億円以下	300人以下
ロ 卸売業	1億円以下	100人以下
ハ サービス業（へ及びトの業種を除きます。）	5,000万円以下	100人以下
ニ 小売業	5,000万円以下	50人以下
ホ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。）	3億円以下	900人以下
ヘ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
ト 旅館業	5,000万円以下	200人以下

(2) 適用期限の延長

新事業創出促進法に係る不適用措置の適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました（措法68の3の2①一・二）。

(3) 税額の軽減措置の追加

青色申告法人で当該事業年度終了の時点における資本又は出資の金額が1億円以下の同族会社の平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する各事業年度の同族会社の特別税率の規定の適用については、課税留保金額に対する税額の合計額の95%相当額（すなわち従来の算出税額の5%相当額が軽減される。）とされました（措法68の3の2②）。

〔適用時期〕

平成14年4月1日以後に開始する事業年度の法人税について適用されます（措法68の3の2）。

3 その他

その他の税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 外国税額の控除（法69①、82の7①、法令141④二・⑤、156の6の2①二・②、改正法令附則8・9）</p>	<p>外国税額の控除の対象とならない「通常行われる取引と認められない特定の取引」の範囲に、貸付債権を譲り受けた内国法人が、その債務者（その貸付債権の譲渡者と特殊の関係のある者に限ります。）からその貸付債権に係る利子の支払を受ける取引（その利子の源泉徴収後の額のうちその特殊の関係のある譲渡者の保有期間に対応する額を超える額を、その内国法人がその特殊の関係のある譲渡者に支払うものに限ります。）が追加されました。</p>	<p>平14.4.1以後に行う取引に基因して生ずる所得に対する外国法人税を納付することとなる場合等に適用されます。</p>
<p>(2) 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除（措法42の4、措令27の4③四、改正措令附則19）</p> <p>（旧措令27の4③五、改正措令附則19）</p> <p>（措法42の4②）</p>	<p>増加試験研究費の税額控除制度について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 適用対象となる試験研究費の範囲に沖振法による経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定組合等が構成員に賦課する負担金として賦課されるものが追加されました。</p> <p>ロ 適用対象となる試験研究費の範囲から旧沖振法による構造改善計画の承認を受けた沖縄の商工組合等が構成員に賦課する負担金として賦課されるものが除かれました。</p> <p>中小企業技術基盤強化税制(措法42の4②)の特別税額控除割合6%を10%とする特例の適用期限が、平成15年3月31日（改正前は平成14年3月31日）までに開始する事業年度に1年延長されました。</p>	<p>平14.4.1以後に支出する負担金について適用されます。</p> <p>平14.4.1前に支出した負担金については、従来どおり適用されません。</p> <p>—</p>
<p>(3) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の5②、旧措法42の5①五、措令27の5②、旧措令27の5⑩・⑪、改正措法附則20、改正措令附則20、平4大蔵省告示第57号、平14財務省告示第131号、平4通商産業省告示第145号、平14経済産業省告示第161号）</p>	<p>エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却（1ページ参照）と同様の改正が行われました。</p>	<p>平14.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
<p>(4) 電子機器利用設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（旧措法42の6②・③、旧措令27の6、旧措規20の3、改正措法附則21、昭59通商産業省告示第121号、平14経済産業省告示第160号）</p>	<p>適用期限（平成14年3月31日）の到来をもって、廃止されました。</p> <p>なお、平成14年4月1日前に取得等又は賃借をし、指定事業の用に供した場合において、その供した日を含む事業年度が平成14年4月1日以後最初に終了する事業年度であるときは、中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除制度（措法42の11②・③）の規定の適用がある減価償却資産とみなされる等所要の経過措置が講じられています。</p>	<p>平14.4.1前に取得等又は賃借をしたものについては、左記のとおり経過措置が講じられているものを除き、従来どおり適用されます。</p>
<p>(5) 事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の7②・③、措令27の7⑤、措規20の3、旧措規20の4、改正措令附則21）</p>	<p>事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（2ページ参照）と同様の改正が行われました。</p>	<p>平14.4.1以後に取得等又は賃借をするものについて適用され、同日前に取得等又は賃借をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
<p>(6) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別</p>	<p>青色申告法人が、平成14年4月1日から平成19年3月31日までの期間のうち一定の期間内に、沖縄の特定地域内において工業用機械等の取得等をして、</p>	<p>所要の経過措置が講じられた上、平14.4.1以後に取得等をするもの</p>

<p>控除（措法42の9①、措令27の9、措規20の4、改正措令附則22）</p> <p>（旧措法42の9、旧措令27の9、旧措規20の5、改正措法附則22）</p>	<p>これをその特定地域内において一定の事業の用に供した場合には、供用年度において、その工業用機械等の取得価額に15%（建物及びその附属設備並びに構築物については8%）の特別税額控除割合を乗じて計算した金額について法人税額の特別控除を認めるという制度が創設されました。</p> <p>これに伴い、従来の「自由貿易地域等において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除」制度は廃止されました。</p> <p>なお、平成14年4月1日前に取得等をし、事業の用に供した場合において、その供した日を含む事業年度が平成14年4月1日以後最初に終了する事業年度であるときは、沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度（措法42の9）の適用がある減価償却資産とみなされる等所要の経過措置が講じられています。</p>	<p>について適用されません。</p> <p>平14.4.1前に取得等をしたものについては、左記のとおり経過措置が講じられているものを除き、従来どおり適用されます。</p>
<p>(7) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の10、措令27の10、措規20の5）</p> <p>（旧措法42の10、旧措令27の10）</p>	<p>青色申告法人である特定中小企業者が、平成14年4月1日から平成19年3月31日までの間に、特定経営革新設備等の取得等（又は経営革新設備の賃借）をして、これを沖縄県の地域内においてその特定中小企業者の営む事業の用に供した場合には、供用年度において、その特定経営革新設備等の取得価額（又は経営革新設備のリース費用の総額の60%相当額）に15%（建物及びその附属設備については8%）の特別税額控除割合を乗じて計算した金額について法人税額の特別控除を認めるという制度が創設されました。</p> <p>（注）経営革新設備には建物及びその附属設備は含まれていません。</p> <p>これに伴い、従来の「沖縄の特別中小企業者等が事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除」制度は廃止されました。</p>	<p>平14.4.1以後に取得等又は賃借をするものについて適用されます。</p> <p>——</p>
<p>(8) 製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除（旧措法42の11、旧措令27の11、旧措規20の5の2、改正措法附則19）</p>	<p>適用期限（平成14年3月31日）の到来をもって、廃止されました。</p>	<p>平14.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(9) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（措法62①）</p>	<p>適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>——</p>
<p>(10) 利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例（旧措法68の2、旧措令39の34、旧措規22の20）</p>	<p>控除未済となっていた繰越所得税額控除限度超過額がなくなり、この制度の適用が終了したことに伴い、条文が削除されました。</p>	<p>——</p>

VI その他の改正

1 沖縄の認定法人の所得の特別控除制度

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人で各事業年度終了の日において一定の法人に該当するものが、適用事業年度において、一定の地区内において行われる一定の事業に係る所得の金額の35%に相当する金額を所得金額から控除するという制度が創設されました（措法59①）。

なお、これに伴い、従来の「特別自由貿易地域等における認定法人の所得の特別控除」制度は廃止

されました（旧措法59）。

この新たに創設された制度の概要は、次のとおりです。

(1) 適用対象法人

この制度の適用対象法人は、青色申告法人で、各適用事業年度終了の日において次の表のイ～ハに掲げる対象法人に該当するもの（イからハまでの同意又は指定の日（注）以後に設立されたもので、それぞれの対象地区内に本店又は主たる事務所を有するものに限り）です（措法59①）。

（注）ロの場合の指定のうち、沖振法附則第8条第5項の規定により特別自由貿易地域として指定されたとみなされたときのその指定にあっては、その特別自由貿易地域について失効前の旧沖振法第23条の2第1項の規定により行われた指定の日とされます（措令35①）。

対 象 法 人	対 象 地 区
イ 沖振法第30条第1項の規定による認定を沖振法第28条第7項の同意の日から平成19年3月31日までの間に受けた法人	沖振法第31条第1項に規定する同意情報通信産業振興計画において沖振法第28条第3項第2号に規定する情報通信産業特別地区として定められている地区
ロ 沖振法第44条第1項の規定による認定を沖振法第42条第1項の規定による指定の日から平成19年3月31日までの間に受けた法人	沖振法第42条第1項の規定により特別自由貿易地域として指定された地区（同条第4項又は第5項の規定により変更があったときは、その変更後の地区）
ハ 沖振法第56条第1項の規定による認定を沖振法第55条第1項の規定による指定の日から平成19年3月31日までの間に受けた法人	沖振法第55条第1項の規定により金融業務特別地区として指定された地区（同条第4項又は第5項の規定により変更があったときは、その変更後の地区）

(2) 適用事業年度

この所得の特別控除をすることができる事業年度（適用事業年度）は、適用対象法人の設立の日から同日以後10年を経過する日までの期間（注）内に終了する事業年度に限られます。

（注）例えば、適用対象法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が対象地区内において対象事業を営んでいた場合には、その適用対象法人の設立の日から次の算式により計算した適用月数を経過する日までの期間とされます（措令35③、措規21の17の2）。

（算式）

$$\text{適用月数} = 120\text{月} - \left[\text{その被合併法人のうち対象地区内において対象事業を開始した日が最も早い法人がその対象事業を営んでいた期間の月数} \right]$$

ただし、沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の9）又は特定地域における工業用機械等の特別償却（措法45）（準備金方式によるもの（措法52の3①・②））を含みます。）の適用を受ける事業年度は除かれます（措法59①）。

(3) 所得控除限度額の計算

所得控除限度額は、対象地区内において行われる対象事業（上記(1)イ～ハの区分に応じてそれぞれ次に掲げる事業をいいます。）により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべきその事業年度の所得の金額（軽減対象所得）に相当する金額（注1）に35%を乗じて計算した金額（注2）となります（措法59①、措令35④・⑤）。

（注1）その金額がその事業年度分の所得の金額（全所得金額）を超える場合には、その全所得金額に相当する金額が限度とされます（措令35④）。

（注2）上記(1)ハにあっては、対象法人が対象地区内において常時使用する従業員の人件費の額で対象事業に係るもの（当該事業年度において損金の額に算入されるものに限り）の20%相当額が限度とされます（措法59①、措令35⑥）。

イ 上記(1)イ……沖振法第30条第1項に規定する特定情報通信事業

ロ 上記(1)ロ……沖振法第44条第1項に規定する製造業、倉庫業又はこん包業

ハ 上記(1)ハ……沖振法第56条第1項に規定する金融業務に係る事業

(4) その他

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に所定の書類を添付するとともに、所要の事項を記載して申告することが必要とされています（措法59②）。

〔適用時期〕

平成14年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正措法附則25）。

2 その他

その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 資本積立金額（法2十七口、改正措法附則39）	自己株式を譲渡した場合（合併、分割又は株式交換により新株を発行することに代えて自己が有していた自己株式を交付した場合を除きます。）には、次の算式で計算した金額を資本積立金額に加算（マイナスの金額は減算）することとされました。 《算式》 譲渡対価の額(注) - 譲渡直前の帳簿価額 (注) 新株予約権の行使により新株を発行することに代えて自己が有していた自己の株式を交付した場合には、「譲渡対価の額」にその新株予約権の発行価額に相当する金額を含めます。	平14.4.1以後に行う自己株式の譲渡について適用されます。
(2) 有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入（法61の2⑤、改正措法附則39）	自己株式を譲渡した場合（合併又は分割により新株を発行することに代えて自己が有していた自己株式を交付した場合を除きます。）の譲渡損益の計算に当たっては、「譲渡対価の額」は譲渡直前の帳簿価額に相当する金額とすることとされました。	平14.4.1以後に行う自己株式の譲渡について適用されます。
(3) 収益事業の範囲（旧法令5①三ト、法令5①十二、改正法令附則2）	公益法人等の収益事業の範囲について、次の改正が行われました。 イ 石炭鉱業構造調整臨時措置法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の廃止に伴い、これらの法律に掲げる業務として行う金銭貸付業が収益事業である金銭貸付業から除外されている範囲から除かれました。 ロ 私立学校法第3条に規定する学校法人がその設置している大学に対する他の者の委託を受けて行う研究（次のi及びiiのいずれも満たすものに限ります。）に係るものが請負業の範囲から除かれました。 i その研究に係る実施期間が3月以上のもの ii その委託に係る契約又は協定においてその研究の成果の帰属及び公表に関する事項が定められているもの	平14.4.1以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 寄附金の損金算入限度額（法令73①三、法規22の2五、改正法規附則一）	寄附金の損金算入限度額の計算上、公益法人等から除かれる法人にマンションの建替えの円滑化等に関する法律第5条第1項に規定するマンション建替組合が追加されました。 (注) 同法第44条において、マンション建替組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、公益法人等とみなすとされた上で、法人税率の適用は普通法人と同様とする等所要の読替え規定が置かれています。	マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行の日から施行されます。
(5) 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲（法令77①三ク・テ、改正法令附則4）	特定公益増進法人の範囲に、次の法人が追加されました。 イ 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第23条第2項に規定する事業を主たる目的とする指定	平14.4.1以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出した寄附金については、従来ど

	<p>犯罪被害者等早期援助団体</p> <p>□ 障害者のスポーツ活動の総合的な普及振興及び障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業を行う他の団体に対する支援を主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの</p>	<p>おり適用されます。</p>
<p>(6) 国庫補助金等の範囲 (法令79①、改正法令附則5) (旧法令79①四)</p> <p>(法令79①六)</p> <p>(法令79①八、法規24の2②)</p> <p>(法令79①十一)</p>	<p>国庫補助金等の範囲について、次の改正が行われました。</p> <p>《除かれたもの》</p> <p>イ 石炭鉱業構造調整臨時措置法の廃止に伴い、同法に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の補助金</p> <p>《追加されたもの》</p> <p>□ 産業技術力強化法第18条第1号に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金で産業技術の実用化に関するもの以外に係るもの</p> <p>ハ 農畜産業振興事業団法附則第11条第1項に基づき地域内国内産糖製造事業者が行う事業を補助する業務に関する農畜産業振興事業団の補助金</p> <p>ニ 電波法の特定周波数変更対策業務に基づく指定周波数変更対策機関の給付金</p>	<p>平14.4.1以後に交付を受ける助成金等について適用され、同日前に交付を受けた補助金については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(7) 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法(法令119の2③三、法規27の2②、改正法令附則2、6)</p>	<p>保険会社の有する有価証券について、その譲渡に係る原価の額を計算する場合における区分として、責任準備金対応有価証券(償還期限の定めのある有価証券のうち、責任準備金を積み立てた保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるための一定の有価証券)の区分が新たに設けられました。</p>	<p>平14.4.1以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用されるとともに、所要の経過措置が講じられています。</p>
<p>(8) 国内源泉所得(法138)</p> <p>(法138一、旧法令177①四、改正法令附則10)</p> <p>(法138十一、法令184、改正措法附則40)</p>	<p>外国法人が国内事業者に対して行う出資につき匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配に関し、次の改正が行われました。</p> <p>イ 匿名組合契約又は匿名組合契約に準ずる契約に基づいて受ける利益の分配について、その全てが法人税法第138条第11号に掲げる国内源泉所得とされたことに伴う改正が行われました。</p> <p>□ 源泉徴収の対象となる国内源泉所得の基因となる匿名組合契約又は匿名組合契約に準ずる契約について、その人数による制限(改正前は10人以上の匿名組合員又は出資者と締結しているものが対象)が無くなりました。</p>	<p>平14.4.1前に利益の分配を受ける権利の運用又は保有について生じた所得については、従来どおり適用されます。</p> <p>平14.4.1以後に支払を受けるべき利益の分配について適用され、同日前に支払を受けるべき利益の分配については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(9) 国外関連者との取引に係る課税の特例等(措法66の4⑯二、措法68の3の5⑰二、改正措法附則27・31)</p>	<p>移転価格税制における更正決定及びその更正決定に伴う更正決定並びにこれらの更正決定に係る加算税については、その期間制限を6年間まで延長する特例が設けられている。この特例の対象となる加算税の賦課決定について、法人がその法人に係る国外関連者との取引を独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいてする納税申告書の提出等に伴う場合の加算税の賦課決定も対象とすることとされるなど所要の整備が行われました。</p>	<p>平14.4.1以後に措法66の4⑯二等に定める日が到来する法人税について適用され、同日前に措法66の4⑯二等に定める日が到来した法人税に係る賦課決定をすることができる期間については、従来どおりとされます。</p>
<p>(10) 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例(措法66の10①二、改正措法附則28)</p>	<p>沖振法の経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定組合等が負担金により取得等をする試験研究用資産が適用対象に追加されました。</p>	<p>平14.4.1以後に取得等をする試験研究用資産について適用されます。</p>
<p>(11) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(措法66の11、旧措令39の22③八、改正措令附則28)</p>	<p>次の業務が適用対象となる基金に係る特定の業務の範囲から除かれました。</p> <p>イ 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって同法の基本構想に係る</p>	<p>平14.4.1前に支出した負担金については、従来どおり適用されます。</p>

<p>(旧措令39の22③十、改正措令附則28)</p> <p>(旧措令39の22③十一、改正措令附則28)</p>	<p>もの</p> <p>ロ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証、助成金の交付等の特定の業務</p> <p>ハ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特定周辺整備地区の施設整備に関する業務</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>(12) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例(措法66の11の2、旧措規22の11の2②二、改正措規附則8)</p>	<p>認定特定非営利活動法人の認定要件のうち、いわゆるパブリックサポートテスト(総収入金額のうち寄附金総額の占める割合が3分の1以上であること)に関する要件が改正され、この割合を算定する場合に分子の額から控除することとされていた役員等からの寄附金については、控除しないこととされました。</p>	<p>平14.4.1以後の認定について適用され、同日前の認定については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(13) 欠損金の繰越期間の特例(措法66の13①)</p>	<p>特定対内投資事業者に係る特例欠損金額の繰越期間の特例の適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>——</p>
<p>(14) 欠損金の繰戻しによる還付の不適用等(措法66の14①、措法68の3の3⑨、措法68の3の4⑨) (措66の14①二、改正措法附則29)</p>	<p>欠損金の繰戻しによる還付の不適用等の適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>これに伴い、中小企業経営革新支援法の中小企業者が不適用の対象から除かれる期間についても、同日まで2年延長されました。</p> <p>沖振法の経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者の平成16年3月31日までに終了する各事業年度が不適用の対象から除かれ、欠損金額の前1年間の繰戻しによる還付が認められました。</p>	<p>——</p> <p>平14.4.1以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。</p>
<p>(15) 特定株式投資信託の受益証券を交換した場合の課税の特例(旧措法67の5、旧措令39の28、改正措法附則30)</p>	<p>この特例制度が廃止されました。</p>	<p>平14.4.1前に行った交換による特定株式投資信託の受益証券の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(16) 特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等(措法67の6①、法令22①二イ)</p>	<p>租税特別措置法第9条第1項第3号に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託が、適用対象となる特定株式投資信託の範囲から除かれ、その収益の分配の額は益金不算入しないこととされるなど所要の整備が行われました。</p>	<p>平14.4.1から施行されます。</p>
<p>(17) 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税(措法67の13①)</p>	<p>適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>——</p>
<p>(18) 一括登録国債の利子等の非課税(措法68②・④)</p>	<p>外国法人の民間国外債の利子等に対する法人税の非課税の特例の適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>外国金融機関等に該当する外国法人が、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間において開始した債券現先取引につき、特定金融機関等から支払を受ける一定の特定利子については、法人税が課されないこととされました。</p>	<p>——</p> <p>平14.4.1以後に開始する債券現先取引について支払を受けるものについて適用されます。</p>
<p>(19) 「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に係る改正(震災特例法18、20、21、22)</p>	<p>被災代替資産等の特別償却の適用期限が平成17年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>特定の資産の買換えの場合の課税の特例、特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用期限が平成17年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>——</p> <p>——</p>